

焼津市農業委員会 5 月総会議事録

1 日時

令和 5 年 5 月 1 8 日 (木) 午後 2 時 ~ 午後 2 時 5 5 分

2 場所

焼津市役所本庁会議室 1 A

3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	村松 達雄	○	8	村松 章	○	1 5	杉本 芳郎	○
2	有谷 歳幸	○	9	鶴橋 俊次	○	1 6	石野 恵一	○
3	小長谷 鈴枝	○	1 0	桜井 亮平	×	1 7	藁科 光生	○
4	河合 英夫	○	1 1	石田 芳雄	○	1 8	鈴木 孝治	○
5	深津 三郎	○	1 2	楢村 輝夫	○	1 9	山下 早苗	○
6	横山 文哉	○	1 3	村松 正二	○			
7	村田 忠夫	○	1 4	八木 榮志	○			

4 事務局出席者

局長 油井光晴 主幹 鈴木博久 主査 高橋雅代 主事 清水健太郎

5 議事日程

- 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の専決受理について
第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の専決受理について
第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の専決受理について
第 4 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による農地賃貸借の合意解約について
第 5 号 農地の利用目的変更届出について
第 6 号 転用等確認について

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可について
第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可について
第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について
第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可について
第 5 号 農用地利用集積計画の決定について
第 6 号 焼津市の農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について

事務局	<p>開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。</p> <p>総員19名中、ただ今の出席委員は、<u>18名</u>です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。</p>
議長	<p>定刻になりましたので、ただ今から令和5年5月総会を開会します。それでは初めに、本日の議事録署名人を指名します。2番有谷歳幸委員、18番鈴木孝治委員の両名をお願いします。それでは報告事項から始めます。</p> <p>報告第1号から報告第6号までを一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【報告第1号から報告第6号までを朗読】</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p>【質疑】</p> <p>質疑を打ち切ります。お諮りします。報告第1号から報告第6号までを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、報告第1号から報告第6号までは、承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、議事に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」の番号3を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号3を朗読後、説明】</p> <p>贈与による所有権の移転であります。</p> <p>譲受人の経営面積は、田4, 315㎡、労力は2人であります。</p> <p>申請地は、静岡福祉大学より西へ約300mに位置している市街化調整区域内の農地です。</p> <p>申請人においては、農業経営の規模拡大のため、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>農地の利用状況は現状と変わることはなく、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>耕作の状況、農機具等の保有状況についても問題はなく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 3番	<p>ただいまの事務局の説明のとおりです。</p> <p>5月2日に大富地区委員6人全員で現地調査を行いました。</p> <p>申請地は静岡福祉大学の駐車場付近で、現場は綺麗に耕作してありました。</p>

	<p>譲受人は農機具も揃っていて、周辺の農地の利用へ支障を及ぼすこともありませんので、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号3を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号3は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第1号、番号4を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号4を朗読後、説明】</p> <p>売買による所有権の移転であります。</p> <p>譲受人の経営面積は、田46,872㎡、畑1,761㎡の計48,633㎡で労力は2人であります。</p> <p>申請地は、大富中学校より西へ100mに位置している市街化調整区域内の農地です。</p> <p>申請人においては、農業経営の規模拡大のため、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>農地の利用状況は現状と変わることはなく、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>耕作の状況、農機具等の保有状況についても問題はなく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 3番	<p>ただいまの事務局の詳しい説明のとおりです。</p> <p>申請地は譲受人が耕作している土地と隣接しており、耕作方法も周辺地域と同様であることから、周辺農地へ影響を及ぼすことはございませんので、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号4を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号4を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第1号、番号5を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号5を朗読後、説明】</p>

	<p>売買による所有権の移転であります。</p> <p>譲受人の経営面積は、畑3, 515㎡で労力は3人であります。</p> <p>申請地は、駿河西病院より東へ300mに位置している市街化調整区域内の農地です。</p> <p>申請人においては、申請地について使用貸借により借り受け、花卉を栽培しているところではありますが、売却したい旨の譲受人からの申し出を受け、申請地にて引き続き花卉栽培を行うべく、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>農地の利用状況は現状と変わることはなく、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>経営面積、農機具等の保有状況についても問題はなく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
推進委員 増田龍治	<p>先日5月2日に大富地区委員6人全員で現地確認をしました。</p> <p>申請地は、今まで譲受人のお父さんが利用権設定をして、梨やキュウリを作っていた土地でして、今後は自己の所有地として耕作していきたいということで今般の申請に至りました。</p> <p>譲受人はお父さんも含めて、今までは自己所有地はなく、全て借り入れ地で耕作をしてきたところですが、和田のキラキラビレッジ等への菊を中心とした出荷も盛んであります。</p> <p>所有権移転にあたり耕作方法の変更はなく、周辺農地への影響も少ないと思われるため、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号5を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号5を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可について」の番号1を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号、番号1を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、市水道庁舎より西へ約500mに位置している第1種に該当する農地です。</p> <p>本件は、中根の農地68㎡について、駐車場の敷地として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>申請人においては、申請地の近隣にてトマト農園を営んでおります。申請地の東側及び南側をトマト農園の来客用駐車場として使用しているところであ</p>

	<p>りますが、来客者の増加に伴い、駐車場が不足することが見受けられることから、これに対応すべく駐車場を増設するため、今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の東側及び南側は申請人所有の駐車場で雑種地、西側は申請人所有の畑、北側は幹線道路であります。</p> <p>なお、中根342-8の土地は農地として利用されていないため、始末書の提出があります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第1種農地の不許可の例外規定であります「既存の施設の拡張」に該当する案件であり、転用面積は既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないものであり、周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
推進委員 増田龍治	<p>ただいま事務局から詳しく説明があったとおりです。</p> <p>現地は既に整地がされておりました。従前は道路に面した使いやすい農地であったようですが、周辺道路の工事・整備に伴い、道路から直接進入できなくなったため、現状復旧しても農地としての利用が難しいと考えられます。</p> <p>トマトの販売も盛んでありまして、その来客用の駐車場ということで、目的も問題ないことから、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号1を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号1を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第2号、番号2を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号、番号2を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、県営田尻団地より北西へ約700mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、北新田の農地171㎡について、住宅の敷地として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>申請人においては、申請地北側に居住しておりますが、現在の住宅敷地のみでは自己及び来客用駐車場、物干場等が不足しているため、これを補うべく住宅敷地の拡張を図るため、今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の南側は道路、北側及び東側は申請人が居住する住宅敷地で宅地、西側も宅地であります。</p> <p>なお、申請地は既に農地として利用されていないため、始末書の提出があります。</p>

	<p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします</p>
議長	<p>それでは和田地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
推進委員 村松忠則	<p>和田地区委員3人で現地調査を行いました。</p> <p>申請地は既に埋め立てられておりまして、住宅敷地の一部として利用されておりました。周辺に農地はなく、住宅に囲まれているという状況ですので、地域の営農に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>現地調査の結果、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号2を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号2は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について」の番号2、及び議案第4号「農地法第5条の規定による許可について」の番号8は、関連する議案でありますので、一括して審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第3号、番号2及び議案第4号、番号8を朗読後、説明】</p> <p>本件は、小川の農地439.71㎡について、当初計画者が昭和51年に農地法第5条の許可をとり、居宅及び車庫物置等を建築する予定でしたが、諸々の事情により実現に至らず、その後も子の住宅について建築することも考慮しましたが実現に至らず今後の利用予定もないため、今般、申請地を譲渡したく本申請に及んだものです。</p> <p>承継者においては、申請地に建売住宅を建築し、販売するため、今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、黒石小学校より北へ約300mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>申請地の南側は水路と道路、東側及び西側と北側は宅地であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは小川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
推進委員	<p>ただいま事務局から説明があったとおり、申請地は40年以上も前に転用の</p>

甲賀喜晴	<p>許可を取ったものの、当初計画者の事情等により住宅の建築がされてこなかった土地でございます。</p> <p>5月6日に小川地区担当委員3人で現地調査をしました。申請地周辺の四方は宅地と道路であり、すべて埋め立てられている土地でありますので、周辺農地への影響も全くありませんし、申請地の農地への復旧も困難でありますので、本計画変更及び転用許可申請は許可相当と判断いたします。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、番号2を承認し、議案第4号、番号8を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第3号、番号2を承認し、議案第4号、番号8を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第4号の番号9を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第4号、番号9を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、東益津小学校より西へ約700mに位置している第2種に該当する農地です。</p> <p>本件は、坂本の農地270㎡について、作業所の敷地として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>譲受人は藤枝市にてガラス小売業を営んでおりますが、店舗兼住宅であるため、作業所及び資材置場が手狭であることから、代わるべき作業所として申請地に隣接している作業所敷地を譲渡人より購入しましたが、作業所敷地のみでは業務用車両の駐車場及び資材搬入経路の確保が困難であるため、申請地を作業所敷地と一体にて利用したく、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>申請地の南側は道路、東側及び西側と北側は宅地であります。</p> <p>なお、申請地は既に農地として利用されていないため、始末書の提出があります。</p> <p>審査したところ、本案件は第2種農地ではありますが、例外的に許可の対象となる「申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるもの」であり、当該農地の位置、面積等も省令に定める基準に適合するものであるため、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 12番	<p>5月6日に東益津担当委員全員で現地調査に行ってきました。</p> <p>前のスライドの写真を見てもらえばわかるとおり、現状は全く耕作されてい</p>

	<p>ない状態で、草刈り等の管理もされていません。</p> <p>今回の転用によって草刈り等も含め適正に管理されることが見込まれ、周辺農地への影響も全くありませんので、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号、番号9を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第4号、番号9は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>本議案に関係する八木榮志委員につきましては、本議案の採決が終わるまで、退室をお願いします。</p> <p>【退室】</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案を朗読後、説明】</p> <p>以上の計画申請の内容は、いずれも、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、決定をしようとするものであります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり決定しました。それでは八木委員の入室をお願いします。</p> <p>【入室】</p> <p>次に、議案第6号「焼津市の農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案を朗読後、説明】</p> <p>本件は、焼津市農政課より、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画の変更に対し、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第27号イに基づき農業委員会の意見を求められているものであります。</p> <p>計画の変更内容の詳細につきましては、農政課の担当職員の方からさせていただきます。</p>
農政課職員	<p>まず、この計画の変更にどのような意味があるかということから説明をさせていただきます。</p> <p>通常、青地を除外して白地に変える場合、土地改良事業が行われた土地の場</p>

	<p>合、事業終了から8年を経過していないと除外ができないというルールがあります。</p> <p>焼津市内ですと、ほぼ全域の水田が大井川土地改良区のかんがい排水事業の受益地に該当していますので、通常令和7年までは除外ができないのですが、例外として農家住宅などは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第27号に規定する地域の農業に関する地方公共団体の計画で、「地域の農業の振興に資する施設」として定めた場合は、例外的に除外ができるようになるかとされています。</p> <p>今回は東益津地区の認定農業者の息子さんが、中里の農用地区域内農地を除外して農家住宅を建てたいということで、この農家住宅を、焼津市の農業の振興に関する計画における「地域の農業の振興に資する施設」として定めることについて、農業委員会の意見を伺うものであります。</p> <p>息子さんは現在藤枝で借家に住んでいますが、今後農業を引き継ぐにあたって、農地の近くの東益津地区に住宅を構えたいということで、父の所有農地である中里の該当地を使って住宅を建築するという計画となっています。</p> <p>前のスクリーンの写真にも映っています細長い水田の一部を除外して転用するという計画であります。ここに農家住宅を作ることによって、東益津地区で大規模に営農されている認定農業者の後継者の確保にもつながると考えられます。現在息子さんは藤枝から往復1時間かけてここに来て農作業を行っていますが、近くに住むことによって、今までは移動に使っていた時間を農作業に充ててより効率的に耕作をすることができるようになり、農業の振興につながるという内容になります。</p> <p>周辺農地への影響についてですが、該当地はまとまった農地の一番隅の土地でありまして、隣接する土地も宅地化が進んでおりますので、周辺農地への影響はないと思われまます。</p> <p>以上で説明を終了します。</p>
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。
地区委員 14番	<p>今回の件は、市の農政課で定める計画の変更をして農家住宅を建てるという話ですが、それは普段私たち農業委員会が総会で決定している農地法の許可では対応できないのでしょうか。</p> <p>農業委員会の許可を飛ばして、農地を転用するというのでしょうか。</p>
議長	質疑、意見がありましたので、説明を求めます。
農政課職員	<p>本件は、農業委員会の許可を飛ばして農地を転用ということではございません。</p> <p>該当地が農用地区域内農地のため、そのままでは農地法の許可が下りる土地ではありませんので、先に農政課で農用地区域から除外し、白地の農地に変える必要があります。今回の計画の変更は、該当地を農用地区域から除外するための第一ステップであります。</p> <p>計画の変更が行われた後に、県へ通して除外の手続きを行い、白地になった後に、通常どおり農業委員会の総会にかけて農地法の許可を取っていただくこ</p>

	とになりますので、その際はまたよろしく願いいたします。
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第6号を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり決定しました。</p> <p>以上で、本日の議事並びに報告事項は、すべて終了しました。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、令和5年5月総会を終了します。</p>